

時差勤務実施要綱

令和2年2月12日

31川総労第252号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市職員の勤務時間等に関する規程（昭和35年川崎市訓令第4号）別表に掲げる時差勤務に関して必要な事項を定めるものとする。

(時差勤務の対象外職員)

第2条 次の各号に掲げる職員は、時差勤務をすることができない。ただし、第3号に掲げる職員については、特定の日又は時間帯において時差勤務に係る勤務時間等を割り振ることにより公務の運営に支障が生じないことが明らかなる場合として所属長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による短時間勤務を含む。）

(2) 短時間勤務職員

(3) 交替勤務、変則勤務その他の時差勤務に係る勤務時間等を割り振ることにより公務の運営に支障があると認められる業務として別表に掲げる事業所等の業務に従事する職員

第3条 削除

(時差勤務の申請手続)

第4条 職員は、時差勤務をしようとするときは、時差勤務を行おうとする日の前々日（週休日、休日を除く。）までに申請を行うものとする。

2 前項又はこの項第1号の規定による申請を行った職員は、これらの規定による申請に係る勤務時間等を割り振られた日のうちに当該勤務時間等によっては時差勤務をすることが困難である等の事情が生じた日があるときは、次

の各号に掲げる申請のいずれかを行うことができる。

(1) 当該日において異なる始業及び終業の時刻の時差勤務をする旨の申請（以下「変更申請」という。）

(2) 当該日において時差勤務をしない旨の申請（以下「取消申請」という。）

（時差勤務に係る勤務時間等の割振り）

第5条 所属長は、職員から前条第1項の規定による申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に当該申請に係る勤務時間等を割り振るものとする。

2 所属長は、職員から前条第2項の規定による申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、変更申請については当該職員に当該申請に係る勤務時間等を割り振り、取消申請については当該職員に当該申請に係る日の時差勤務に係る勤務時間等を割り振ることをやめることができる。この割振り又は割り振ることをやめることは、同項の事情が生じた日の前々日（業務上特に必要がある場合には前日）までに行うものとする。

（半日単位の休暇等に係る日の取扱い）

第6条 所属長は、次の各号に掲げる日については、時差勤務に係る勤務時間等を割り振ることができないものとする。

(1) 半日勤務時間の割振り変更（川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和46年人委規則第12号）第3条の3第4項に規定する半日勤務時間の割振り変更をいう。）に係る日

(2) 職員が半日を単位とする休暇を受ける日

(3) 職員が半日を単位として職務に専念する義務を免除される日

（職員情報システムによる処理）

第7条 この要綱の規定により行うこととされている申請及び勤務時間等の割

振りに関する事務について、職員情報システム（職員の勤務情報等処理するための電子情報処理組織で総務企画局人事部が所管するものをいう。以下同じ。）を利用することができる場合は、原則として、職員情報システムにより行うものとする。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

| 所 属 局 | 事業所等 |
|-------------|---------------------|
| 総務企画局 | 庁舎管理課 |
| 環境局 | 生活環境事業所 |
| | 加瀬クリーンセンター |
| | 処理センター |
| 健康福祉局 | 総合リハビリテーション推進センター |
| | 動物愛護センター |
| | 中央卸売市場食品衛生検査所 |
| | 看護大学 |
| こども未来局 | 南部児童相談所 |
| | 中部児童相談所 |
| | 保育園 |
| | 保育・子育て総合支援センター |
| 区役所 | 生涯学習支援課 |
| 市民オンブズマン事務局 | 人権オンブズパーソン業務に従事する職員 |